

令和7年度いじめ未然防止プログラム「活動のマトリクス」

学校名 北海道剣淵高等学校

	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ （その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム
① 居場所 づくり 教師が主体	【A 定期的な教育相談の実施】 ・各年次3回の教育相談を実施し、学級づくりの支援策として担任以外の教師が生徒と教育相談を行う。	【D①体育大会】 ・全校一斉の体育大会を実施することで上級生と下級生の望ましい人間関係形成を目指す。 【D②カルタ大会】 ・全校生徒で百人一首（伝統芸能の継承）をすることで人間関係の構築を目指す。	【G 定期的な販売会の実施】 ・年間20回以上の町内外の販売実習を実施することで、自分以外の異なる考えや立場の人を理解し、コミュニケーション能力を育成する。	【J 情報に関する教室】 ・スマートフォン等によるインターネットの利用について、そのルールやマナーについて理解を深めてトラブルを防止するとともに望ましい使い方を学ぶ。
② 絆 づくり 児童が主体	【B 宿泊研修】 ・宿泊研修の班作りや共同作業、ゲームを通したコミュニケーション能力を育成する。	【E 剣淵町青少年健全育成標語コンクール】 ・いじめ・非行防止・薬物乱用の標語等を作成する。また、作品を一覧にして発表する機会を設ける。	【H①委託実習】 ・職業観や勤労観の形成を図り、地域社会の重要性を学ぶ。 【H②ボランティア活動】 ・学童ボランティア ・English&cafeteria ・ふれあい広場	【K 体験入学】 ・中学生向けの体験入学において、高校生が教師役となり中学生に実技指導を行う。
③ 環境 づくり いずれかが主体	【C①クリーン作戦】 ・人間尊重の精神に立って社会の中で共に生き豊かな人間性を養う 【C②全校一斉清掃活動】 ・全校生徒で清掃することで仲間との協力の在り方を考える。	【F①タウンミーティングの実施】 ・町長をはじめとする大人と直接対話を進めることで望ましい環境づくりを図る。 【F②学習環境の整備】 ・生徒会の各委員会が規範意識等の向上を図る掲示物の作成、掲示をする。	【I 奉仕活動】 ・全校生徒と保護者で公共施設や福祉施設の花壇造りを行うことで町内や公共施設の美化に努めると同時にボランティア精神を養う。	【L 保育所・小学校・中学校連携授業の実施】 ・菜園活動の一環として植物を育て、命の大切さや食の大切さを学ぶ。また、異種間の対話を通して自他を尊重する気持ちを育む。

←→ は、活動のつながりを示しています。

令和7年度いじめ未然防止プログラム「年間の取組計画」

【本校の取組の特徴】

- 委託実習を通して自分と異なる考えや立場の人を理解し、職業観や勤労観の醸成を図る。また、農産物の販売実習を通して、生徒同士の協力やお客様への対応を学ぶことで自己有用感を育む。
- 生徒の実態を把握するために、教育相談週間の設定や「気になる生徒」の指導の在り方について、情報共有や共通理解を図る。

月	学校行事等	ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ （その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	備考
4	始業式・入学式 対面式 剣友会リエンション 年度始め総会 クリーン作戦	定期的な教育相談の実施【居】 クリーン作戦【環】		【通年】ボランティア活動【居】		個人面談①（3年次）
5	奉仕活動 地域参観日		【通年】学習環境の整備【環】	定期的な販売会の実施【居】		個人面談①（1年次）
6	宿泊研修 委託実習 資格取得講習	宿泊研修【絆】		委託実習【絆】	保育所・小学校・中学校連携授業の実施【居】	いじめ調査① 個人面談①（2年次）
7	産業現場実習 委託実習 地域参観日 卒業生進路講話 アガミックインターンシップ 性に関する教室	【通年】全校一斉清掃活動【環】			デートDV講座の実施 性に関する教室【居】	
8	町内農家実習 委託実習 地域参観日		剣淵町青少年健全育成標語コンクール【絆】	委託実習【絆】		個人面談②（3年次）
9	剣淵町青少年健全育成標語コンクール 中学生一日体験入学				体験入学【絆】	
10	職業別進路講話 情報に関する教室 地域参観日		合同体育【居】		情報に関する教室【居】	
12	大学による出前授業 薬物乱用防止教室 カルタ大会 タウンミーティング		タウンミーティングの実施【環】	赤い羽根募金の実施【居】	薬物乱用防止教室【居】	個人面談（2年次）
1	予餞会					年間の取組反省 学校基本方針の見直し
2	ふれあい昼食会 スキー遠足 高校内企業説明会		予餞会【居】		ふれあい広場【絆】 中学校との連携授業の実施【居】	年間活動計画の重点項目・観点の検討
3	卒業式					年間活動計画の決定

※【居】【絆】【環】は、【居場所づくり】【絆づくり】【環境づくり】の各観点を示しています。

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道剣淵高等学校 令和7年（2025年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道釧路高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- 委託実習を通して自分と異なる考えや立場の人を理解し、職業観や勤労観の醸成を図る。また、農産物の販売実習を通して、生徒同士の協力やお客様への対応を学ぶことで自己有用感を育む。
- 生徒の実態を把握するために、教育相談週間の設定や「気になる生徒」の指導の在り方について、情報共有や共通理解を図る。

北海道釧路高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 組織 生徒指導部教育相談係(石田 佐藤 平沢 中原)
- 活動 いじめアンケート実施(6月、11月) 佐藤
個別面談(各年次2~3回) 平沢
教育相談 中原

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ① 居場所づくり … 定期的な個別面談の実施(各年次2~3回)
- ② 絆づくり … 宿泊研修 委託実習 ボランティア活動
- ③ 環境づくり … 奉仕活動 保育所・小学校・中学校連携授業

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の北海道釧路高等学校のいじめ対策組織担当は、石田です。

連絡先 0165-34-2549 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
上川局教育相談電話	(電話) 0166-46-5243	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

学校いじめ防止基本方針

&

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



令和7年4月 改訂

北海道剣淵高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■ 「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめの理解

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と規定されていますが、行為の対象となった生徒の苦痛を感じていたら、それはいじめです。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

*ポイント1：「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

*ポイント2：「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

*ポイント3：「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

*ポイント4：「けんか」や「ふざけ合い」などに潜む、表に現れにくい心理的な被害も見逃せない。

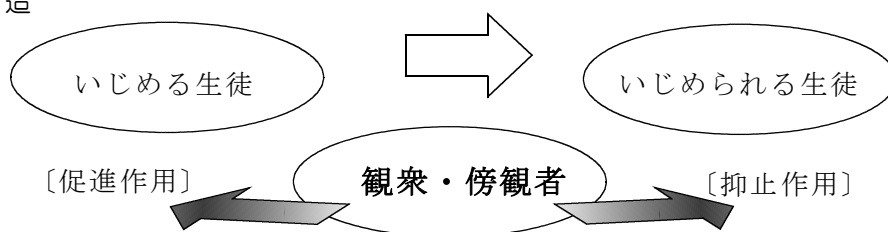
*ポイント5：排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導

（2）いじめに対する基本的な考え方（認識）

- ・「いじめ」は、「人権に関わる重大な問題」、「卑怯な行為」。
- ・「いじめ」は、「どんな理由があろうとも許されるのは一切ない」。
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- ・「いじめ」の「未然防止・早期発見・初期対応」に努める。
- ・いじめられている子どもを最後まで守り抜くという強い信念をもつ。

(3) いじめの構造と動機

① 構 造



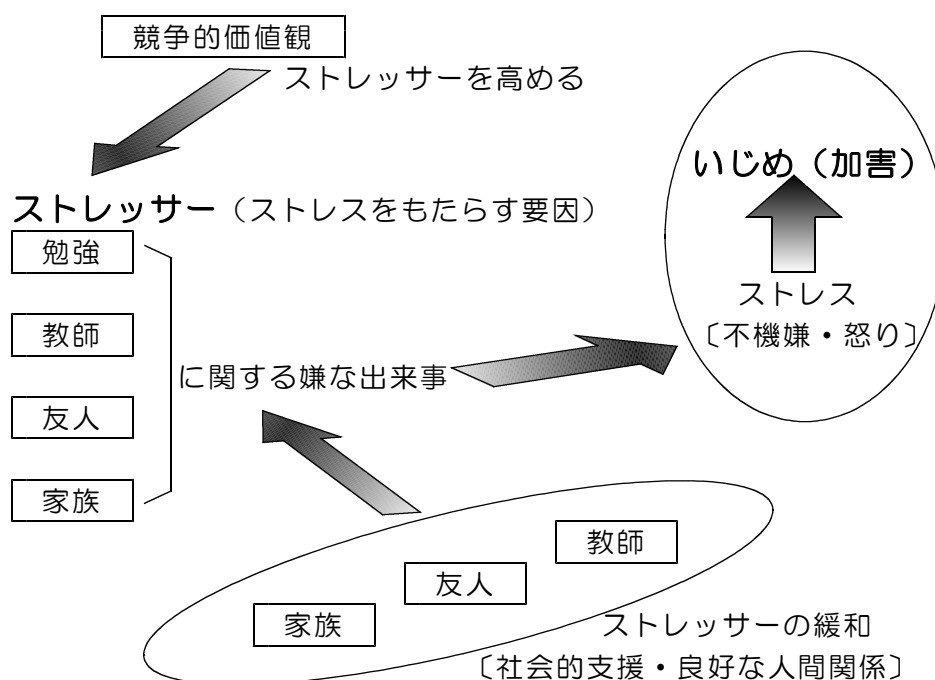
② 動 機

(出典：東京都立研究所)

- ・嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲 (相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする)
- ・同調性 (強い者に追従する、数の多い側に入りたい)
- ・嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いろいろなを晴らしたい)

参考例：いじめの背景にあるストレス等の要因

いじめ加害に向かわせる要因の関係モデル(出典：国立教育政策研究所)



(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り など

(5) いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、次の三つの要件が満たされている状態を指す。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及びその保護者に対して、面談等により確認を行う。

③ 上記の要件をいじめ対策委員会で判断すること。

3 いじめ防止の指導体制（組織的対応）

いじめに対する正しい認識について共通理解をはかり、以下のとおり全教育活動を通じた生徒指導を展開する。

(1) 日常の指導体制（未然防止・早期発見）・・・・・・・・別紙1

(2) 重大事態・緊急事態の組織対応（いじめを認知した場合の対応）・・・・・・・・別紙2

4 いじめの予防

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動

(3) 教育相談の充実

- ・各年次毎の個別面談、寮生面談、随時面談

(4) 人権教育の充実

- ・教科指導を通じた人権意識の啓発
- ・特別教室

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・授業公開、行事公開、HPでの教育活動の公開

(7) 居場所づくり、絆づくり

- ・授業や行事におけるどの生徒も成就感を味わえる場面づくり
- ・主体的に取り組む協同的な活動を通して自己有用感を感じる集団づくり

5 いじめの早期発見

(1) いじめ発見

いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

(2) 「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」のサインの察知・・・別紙3、4

(3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、生徒や保護者への周知

(4) 定期的調査の実施

- ・「いじめ」アンケート（6月、10月）

(5) 情報共有、対応策の策定

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握、指導
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① 「いじめられている生徒」への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・安全・安心を確保する | ・心のケアを図る |
| ・今後の対策について、ともに考える | ・活動の場等を設定し、認め、励ます |
| ・暖かい人間関係をつくる | ・継続的な指導を約束する |

② 「いじめている生徒」への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・いじめの事実を確認する | ・いじめの背景や要因の理解に努める |
| ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる | ・今後の生き方を考えさせる |
| ・必要がある場合は懲戒を加える | |

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・自分の問題として捉えさせる | ・望ましい人間関係づくりに努める |
| ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める | |

（３）保護者への対応

① 「いじめられている生徒」の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く
- ・継続的な指導を約束する
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② 「いじめている生徒」の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・慎重さも大切だが、時間をおかない
- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

（４）関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ・認知したいじめの報告
- ・関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われることがある
- ・犯罪等の違法行為がある場合がある

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

７ ネットいじめへの対応

（１）ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。

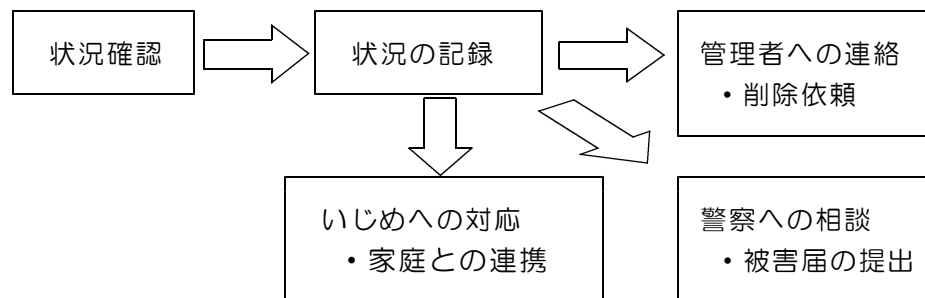
※ 犯罪行為

（２）ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリングの推進
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施
 - ・特別教室の開催

（３）ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

（１）重大事態・緊急事態の発生

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。
 - ・生徒が自殺を図る場合
 - ・精神性の疾患を発症する場合
 - ・身体に重大な障害を負う場合
 - ・高額の商品を奪い取られる場合

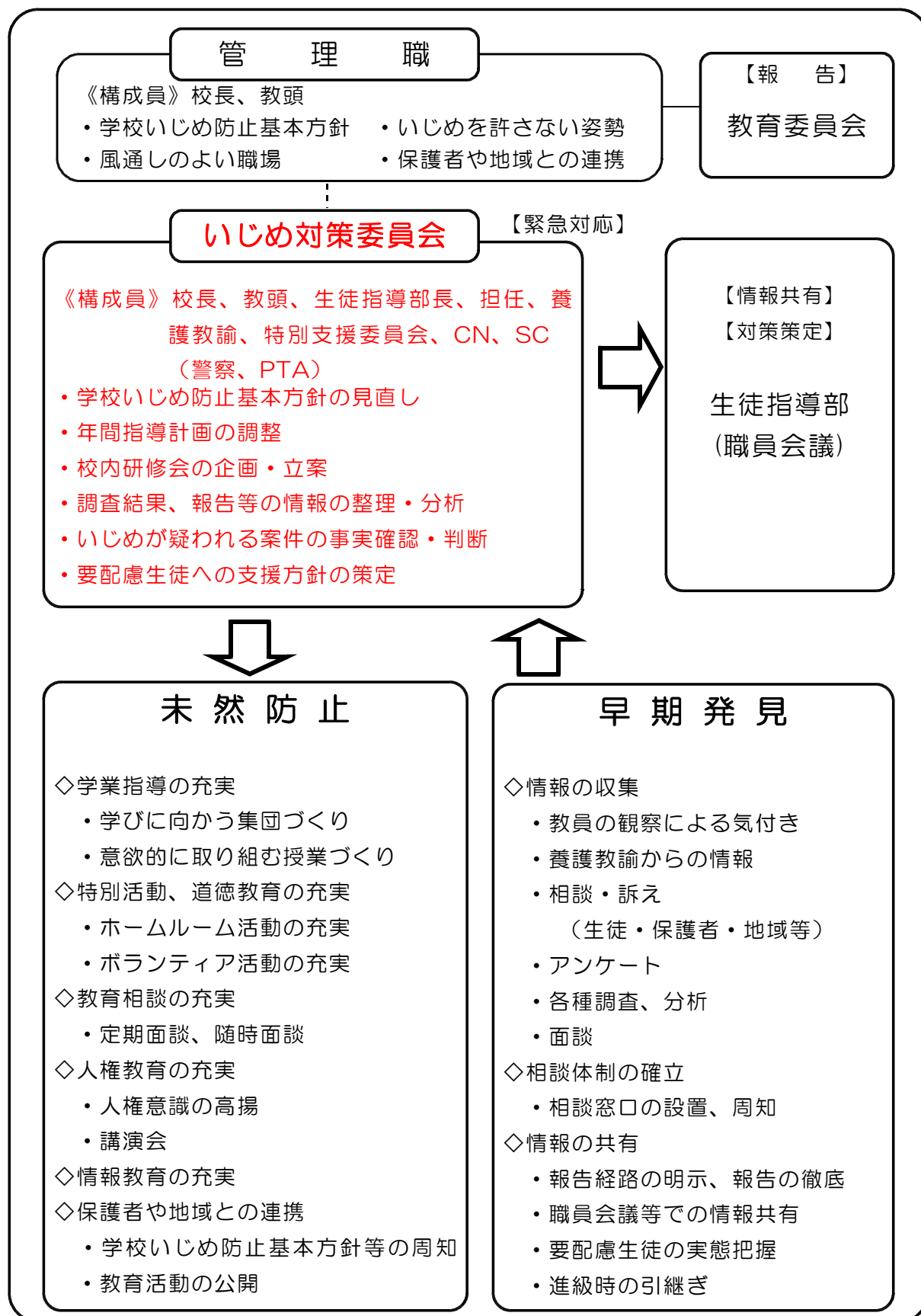
※ 犯罪行為

- ② 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合

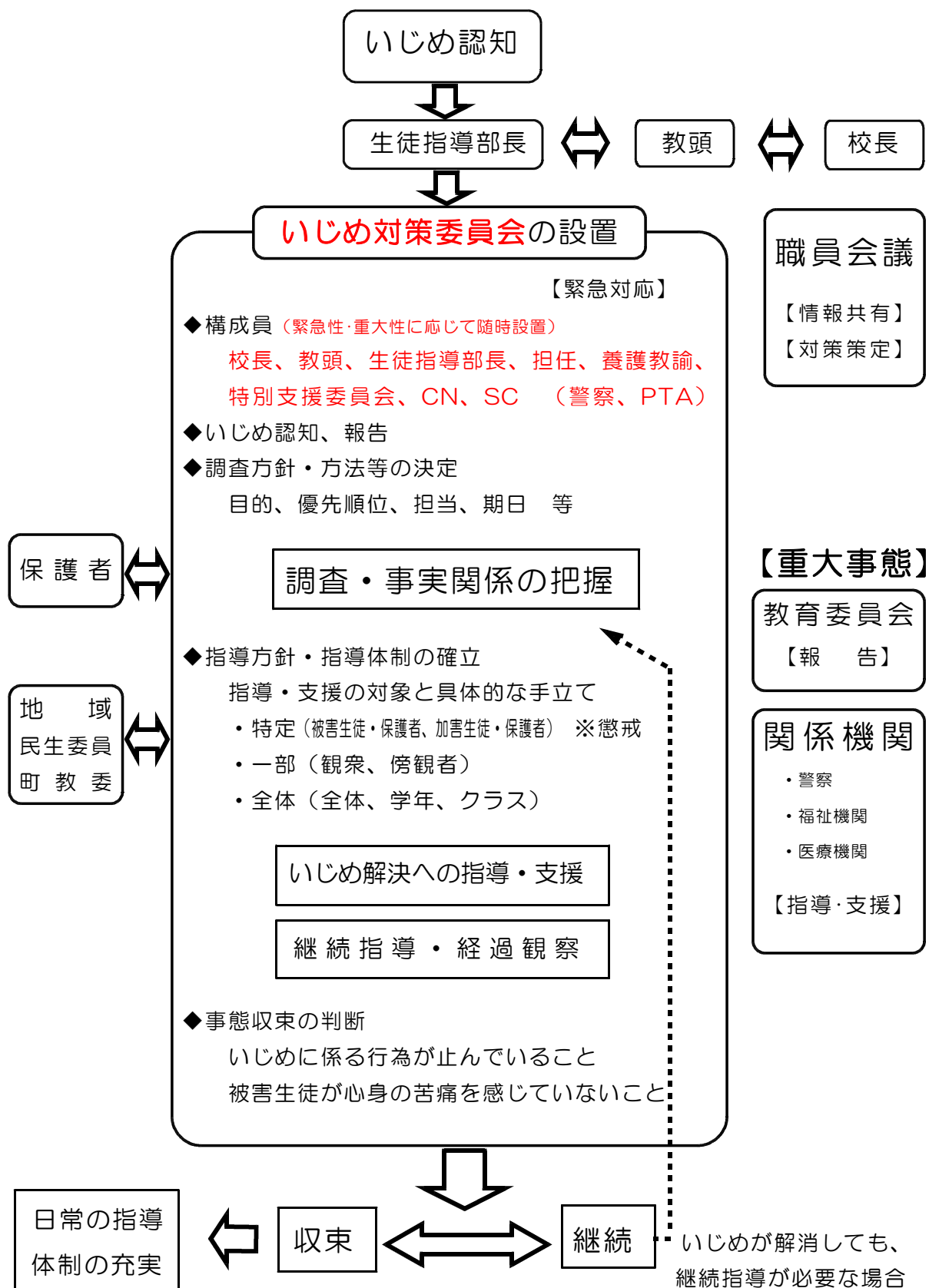
（２）重大事態時の報告・調査協力

- ① 道教委への報告
- ② 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
- ③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



重大事態・緊急事態時の組織対応



1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れていたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平等・不満を口にするが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。